

大阪市立弘済院条例の一部を改正する条例案

第1条 大阪市立弘済院条例（昭和26年大阪市条例第77号）の一部を次のように改正する。

第7条中第1項を削り、第2項を同条とする。

第8条中「前条第2項第1号」を「前条第1号」に改める。

第10条第1号中「第7条第2項各号」を「第7条各号」に改める。

第23条中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（）」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（）」に、「支援給付又は」を「支援給付、」に、「（以下）」を「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項若しくは第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項の規定による支援給付（以下）」に改める。

附則を附則第1項とし、附則に次の2項を加える。

- 2 市長は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間について弘済院第1特別養護老人ホームの指定管理者を指定しようとするときは、第17条の規定にかかわらず、弘済院第1特別養護老人ホームの管理を行おうとする法人等を指名し、当該法人等に対し、その旨を通知するものとする。
- 3 前項に規定する場合における第18条、第20条及び第21条の規定の適用については、第18条中「指定管理者の指定を受けようとする」とあるのは「附則第2項の規定による通知を受けた」と、「、市規則で」とあるのは「、市長の」と、「その他市規則で」とあるのは「その他市長が」と、第20条中「第18条」とあるのは「附

則第3項の規定により読み替えられた第18条」と、「内容を」とあるのは「内容が」と、「照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の」とあるのは「適合すると認めるときでなければ、」と、「選定するものとする」とあるのは「選定してはならない」と、同条第2号中「最大限に」とあるのは「十分に」と、同条第4号中「前3号」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えられた前3号」と、第21条中「前条の規定により選定した指定管理予定者」とあるのは「指定管理予定者」とする。

別表中養護老人ホームの項を削る。

第2条 大阪市立弘済院条例の一部を次のように改正する。

第5条中第2項及び第3項を削り、同条第4項中「第1項」を「前項」に改め、「弘済院第1特別養護老人ホームを除く」を削り、同項を同条第2項とする。

第6条中第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、「弘済院第1特別養護老人ホームを除く」を削り、同項を同条第2項とする。

第7条中「弘済院第1特別養護老人ホーム及び」を削る。

第8条中「弘済院第1特別養護老人ホーム」を「弘済院第2特別養護老人ホーム」に、「指定管理者」を「市長」に改める。

第9条及び第10条中「指定管理者」を「市長」に、「弘済院第1特別養護老人ホーム」を「弘済院第2特別養護老人ホーム」に改める。

第11条を削る。

第12条第1項中「指定管理者」を「市長」に、「弘済院第1特別養護老人ホーム」を「院の施設」に改め、同条中第2項を削り、同条を第11条とし、第13条を第12条とし、第14条を第13条とし、第15条から第22条までを削り、第23条を第14条とし、第24条を第15条とする。

附則第2項及び第3項を削り、附則第1項の項番号を削る。

別表特別養護老人ホームの項中「弘済院第1特別養護老人ホーム」を削る。

第3条 大阪市立弘済院条例の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 院は、生活保護法（昭和25年法律第144号）その他の法令による保護を要する者（以下要保護者という。）を保護することを目的とする。

第3条中「別表に掲げる施設」を「弘済院附属病院」に改める。

第4条中「前条の施設」を「弘済院附属病院」に、「行なう」を「行う」に改める。

第5条第2項及び第6条第2項中「院の施設」を「弘済院附属病院」に改める。

第7条から第10条までを削る。

第11条中「院の施設」を「弘済院附属病院」に改め、同条を第7条とする。

第12条中「要保護者等」を「要保護者」に改め、「又は養護」を削り、同条を第8条とする。

第13条中第1項を削り、同条第2項中「要保護者等」を「要保護者」に改め、同項を同条第1項とし、同条中第3項を第2項とし、同条第4項中「前3項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条を第9条とし、第14条を第10条とし、第15条を第11条とする。

別表を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中大阪市立弘済院条例第23条の改正規定 平成26年10月1日

(2) 第2条及び次項の規定 平成27年4月1日から平成28年4月1日までの間において市長が定める日

(3) 第3条及び附則第3項の規定 平成28年4月1日

(経過措置)

- 2 第2条の規定の施行の日前の期間に係る弘済院第1特別養護老人ホームの利用料金については、なお従前の例による。
- 3 第3条の規定の施行の日前の期間に係る弘済院第2特別養護老人ホームの使用料については、なお従前の例による。

平成26年9月9日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

弘済院老人ホーム、弘済院第1特別養護老人ホーム及び弘済院第2特別養護老人ホームを廃止するとともに、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市立弘済院条例（抄）

（第1条による改正関係）

第7条 弘済院老人ホームに入所することができる者は、老人福祉法第11条第1項第1号の措置に係る者とする。

2 省 略

第8条 弘済院第1特別養護老人ホームに入所しようとする者（前条第2項第1号に掲げる者を除く。）は、指定管理者の許可を受けなければならない。

第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、弘済院第1特別養護老人ホームへの入所の許可を取り消し、その入所を制限し、若しくは停止し、又は退所を命ずることができる。

(1) 第7条第2項各号に掲げる要件に該当しなくなったとき

(2)-(4) 省 略

第23条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項の規定による支援給付又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項若しくは第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項の規定による支援給付（以下これらを支援給付という。）を受ける者については、支援給付を生活保護法による保護とみなして、この条例の規定を適用する。

附 則

1 省 略

2 市長は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間について弘済院第1特別養護老人ホームの指定管理者を指定しようとするときは、第17条の規定にかかわらず、弘済院第1特別養護老人ホームの管理を行おうとする法人等を指名し、当該法人等に対し、その旨を通知するものとする。

3 前項に規定する場合における第18条、第20条及び第21条の規定の適用については、第18条中「指定管理者の指定を受けようとする」とあるのは「附則第2項の規定による通知を受けた」と、「、市規則で」とあるのは「、市長の」と、「その他市規則で」とあるのは「その他市長が」と、第20条中「第18条」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えられた第18条」と、「内容を」とあるのは「内容が」と、「照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の」とあるのは「適合すると認めるときでなければ、」と、「選定するものとする」とあるのは「選定してはならない」と、同条第2号中「最大限に」とあるのは「十分に」と、同条第4号中「前3号」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えられた前3号」と、第21条中「前条の規定により選定した指定管理予定者」とあるのは「指定管理予定者」とする。

別表（第3条関係）

種 類	名 称
省	略
<u>養護老人ホーム</u>	<u>弘済院老人ホーム</u>
省	略

大阪市立弘済院条例（抄）

（第2条による改正関係）

第5条 省 略

2 前項の規定にかかわらず、第16条の規定により弘済院第1特別養護老人ホームの管理を行うもの（以下指定管理者という。）は、弘済院第1特別養護老人ホームの設備の補修、点検又は整備、天災その他やむを得ない事由があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、臨時の休館日を定めることができる。

3 市長は、前項の承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った内容を公告するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、弘済院第1特別養護老人ホームを除く院の施設については、時
2 前項

宜により臨時に休館することがある。

第6条 省 略

2 前条第2項及び第3項の規定は、弘済院第1特別養護老人ホームの供用時間について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第6条第1項」と、「臨時の休館日を定める」とあるのは「同項の規定による供用時間を変更する」と、同条第3項中「前項」とあるのは「第6条第2項の規定により読み替えられた第5条第2項」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、弘済院第1特別養護老人ホームを除く院の施設については、時
2 前項

宜により供用時間を変更することがある。

第7条 弘済院第1特別養護老人ホーム及び弘済院第2特別養護老人ホームに入所することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)-(5) 省 略

第8条 弘済院第1特別養護老人ホームに入所しようとする者（前条第1号に掲げる者を除
第2

く。）は、指定管理者の許可を受けなければならない。
市長

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、弘済院第1特別養護老人ホーム
市長 第2

への入所を許可してはならない。

(1)-(3) 省 略

第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、弘済院第1特別養護老人ホーム
市長 第2

への入所の許可を取り消し、その入所を制限し、若しくは停止し、又は退所を命ずることができる。

(1)-(4) 省 略

第11条 前3条の規定は、弘済院第2特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、
これらの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、弘済院第1特別養護老人
第11条 市長 院の施設

ホームへの入館を断り、又は弘済院第1特別養護老人ホームから退館させることができる。
院の施設

(1)-(5) 省 略

2 前項の規定は、弘済院第1特別養護老人ホームを除く院の施設について準用する。この場合
において、同項中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

第13条 - 第14条 省 略
第12条 第13条

第15条 市長は、指定管理者に弘済院第1特別養護老人ホームへの入所に係る料金（以下利用料
金という。）を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 弘済院第1特別養護老人ホームについて入所の許可を受けた者（要保護者等を除く。）は、
指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

3 利用料金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内において、指
定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。利用料金の額を変更しようとするときも、同
様とする。

(1) 短期入所生活介護を受ける者 介護保険法第41条第4項第2号に規定する厚生労働大臣が
定める基準により算定した費用の額並びに食事の提供に要する費用及び滞在に要する費用と
して実費を勘案して市規則で定める額の合計額

(2) 介護福祉施設サービスを受ける者 介護保険法第48条第2項に規定する厚生労働大臣が定
める基準により算定した費用の額並びに食事の提供に要する費用及び居住に要する費用とし
て実費を勘案して市規則で定める額の合計額

(3) 介護予防短期入所生活介護を受ける者 介護保険法第53条第2項第2号に規定する厚生労
働大臣が定める基準により算定した費用の額並びに食事の提供に要する費用及び滞在に要す

る費用として実費を勘案して市規則で定める額の合計額

4 市長は、前項の承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った利用料金の額を公告するものとする。

5 指定管理者は、市規則で定める基準に従い、利用料金を減免することができる。

第16条 弘済院第1特別養護老人ホームの管理については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体（以下法人等という。）であって市長が指定するものに行わせる。

第17条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 弘済院第1特別養護老人ホームの名称及び所在地
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定を行おうとする期間
- (4) 指定管理者の指定の申請（以下指定申請という。）をする法人等に必要な資格
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市規則で定める事項

第18条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、市規則で定めるところにより、弘済院第1特別養護老人ホームの管理に関する事業計画書その他市規則で定める書類を添付した指定管理者指定申請書を市長に提出しなければならない。

第19条 次の各号のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。

- (1) 破産者で復権を得ないもの
- (2) 地方自治法第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しないもの
- (3) その役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
 - ア 第1号に該当する者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

第20条 市長は、第18条の規定による指定申請の内容を次に掲げる基準に照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきもの（以下指定管理予定者という。）として選定するものとする。

- (1) 住民の平等な利用が確保されること
- (2) 老人福祉法第20条の5の目的に照らし弘済院第1特別養護老人ホームの効用を最大限に發揮するとともに、弘済院第1特別養護老人ホームの管理経費の縮減が図られるものであること
- (3) 弘済院第1特別養護老人ホームの管理の業務を安定的に行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、弘済院第1特別養護老人ホームの適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと

第21条 市長は、前条の規定により選定した指定管理予定者を指定管理者に指定したときは、その旨を公告するものとする。地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は弘済院第1特別養護老人ホームの管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

第22条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 老人福祉法第20条の5の目的を達成するために必要な事業（同法第10条の4第1項第3号又は第11条第1項第2号の措置に係る入所の決定を除く。）の実施に関すること
- (2) 弘済院第1特別養護老人ホームの建物及び附属設備の維持保全に関すること
- (3) その他弘済院第1特別養護老人ホームの管理に関すること

第23条 - 第24条 省 略
第14条 第15条

附 則

- 1 省 略
- 2 市長は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間について弘済院第1特別養護老人ホームの指定管理者を指定しようとするときは、第17条の規定にかかわらず、弘済院第1特別養護老人ホームの管理を行おうとする法人等を指名し、当該法人等に対し、その旨を通知するものとする。
- 3 前項に規定する場合における第18条、第20条及び第21条の規定の適用については、第18条中「指定管理者の指定を受けようとする」とあるのは「附則第2項の規定による通知を受けた」と、「市規則で」とあるのは「市長の」と、「その他市規則で」とあるのは「その他市長が」と、第20条中「第18条」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えられた第18条」と、「内容を」とあるのは「内容が」と、「照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内

容の」とあるのは「適合すると認めるときでなければ、」と、「選定するものとする」とあるのは「選定してはならない」と、同条第2号中「最大限に」とあるのは「十分に」と、同条第4号中「前3号」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えられた前3号」と、第21条中「前条の規定により選定した指定管理予定者」とあるのは「指定管理予定者」とする。

別表（第3条関係）

種 類	名 称
省	略
特別養護老人ホーム	<u>弘済院第1特別養護老人ホーム</u>
	省 略

大阪市立弘済院条例（抄）

（第3条による改正関係）

第2条 院は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）その他の法令による保護又は措置を要する者（以下要保護者等という。）を保護し、又は養護する要保護者

こと並びに介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第9項に規定する短期入所生活介護（以下短期入所生活介護という。）に係る居宅介護サービス費又は特例居宅介護サービス費の支給に係る者、同条第26項に規定する介護福祉施設サービス（以下介護福祉施設サービスという。）に係る施設介護サービス費又は特例施設介護サービス費の支給に係る者及び同法第8条の2第9項に規定する介護予防短期入所生活介護（以下介護予防短期入所生活介護という。）に係る介護予防サービス費又は特例介護予防サービス費の支給に係る者を養護することを目的とする。

第3条 前条の目的を達成するため、院に別表に掲げる施設を置く。
弘済院附属病院

第4条 院は、前条の施設の経営のほか、市長が必要と認める事業を行なうことができる。
弘済院附属病院 行う

第5条 省 略

2 前項の規定にかかわらず、院の施設については、時宜により臨時に休館することがある。
弘済院附属病院

第6条 省 略

2 前項の規定にかかわらず、院の施設については、時宜により供用時間を変更することがある。
弘済院附属病院

第7条 弘済院第2特別養護老人ホームに入所することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 老人福祉法第10条の4第1項第3号及び第11条第1項第2号の措置に係る者
- (2) 短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費又は特例居宅介護サービス費の支給に係る者
- (3) 介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費又は特例施設介護サービス費の支給に係る者
- (4) 介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費又は特例介護予防サービス費の支給

に係る者

(5) 短期入所生活介護、介護福祉施設サービス又は介護予防短期入所生活介護に係る生活保護法第11条第1項第5号の介護扶助に係る者

第8条 弘済院第2特別養護老人ホームに入所しようとする者（前条第1号に掲げる者を除く。）は、市長の許可を受けなければならない。

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、弘済院第2特別養護老人ホームへの入所を許可してはならない。

- (1) 医療機関への入院を要すると認めるとき
- (2) 管理上支障があるとき
- (3) その他不相当と認めるとき

第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、弘済院第2特別養護老人ホームへの入所の許可を取り消し、その入所を制限し、若しくは停止し、又は退所を命ずることができる。

- (1) 第7条各号に掲げる要件に該当しなくなったとき
- (2) 偽りその他不正の手段により第8条の許可を受けたとき
- (3) 前条各号に定める事由が発生したとき
- (4) この条例に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、院の施設 への入館を断り、
第7条 弘済院附属病院

又は院の施設 から退館させることができる。
弘済院附属病院

(1)-(5) 省 略

第12条 要保護者等の保護又は養護に要する費用は、法令に定めるもののほか、これを無料とす
第8条 要保護者

る。

第13条 弘済院第2特別養護老人ホームについて入所の許可を受けた者（要保護者等を除く。）
第9条

は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の使用料を納付しなければならない。

- (1) 短期入所生活介護を受ける者 介護保険法第41条第4項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の範囲内で市規則で定める額並びに食事の提供に要する費用及び滞在に要する費用として実費を勘案して市規則で定める額の合計額
- (2) 介護福祉施設サービスを受ける者 介護保険法第48条第2項に規定する厚生労働大臣が定

める基準により算定した費用の額の範囲内で市規則で定める額並びに食事の提供に要する費用及び居住に要する費用として実費を勘案して市規則で定める額の合計額

(3) 介護予防短期入所生活介護を受ける者 介護保険法第53条第2項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の範囲内で市規則で定める額並びに食事の提供に要する費用及び滞在に要する費用として実費を勘案して市規則で定める額の合計額

2 弘済院附属病院において診療を受けた者（要保護者等を除く。）は、次に掲げる使用料を納要保護者

付しなければならない。

(1)-(2) 省 略

3 省 略
2

4 市長は、特別の事由があると認めるときは、前3項に規定する使用料及び手数料を減額し、前2項

又は免除することができる。

第14条-第15条 省 略
第10条 第11条

別表（第3条関係）

<u>種 類</u>	<u>名 称</u>
<u>医療保護施設</u>	<u>弘済院附属病院</u>
<u>特別養護老人ホーム</u>	<u>弘済院第2特別養護老人ホーム</u>